

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例案

令和2年（2020年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第37号）の  
一部を次のように改正する。

- (1) 第11条第1項中「市長が別に定める」を「次項に定めるもの及び市長が  
別に定めるものの」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」及  
び「、市長が別に定めるほか」を削る。
- (2) 第13条第1項中「については、」の次に「次項に定めるもの及び」を加え、  
同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」及び「、市長が別に定めるほか」  
を削る。
- (3) 第20条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。
- (4) 附則に次の1条を加える。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第6条 第14条の規定により一般職員の例によることとされている会計  
年度任用職員に対する令和2年12月の期末手当の支給については、札幌  
市職員給与条例の一部を改正する条例（令和2年条例第 号。以下この  
条において「改正給与条例」という。）第1条の規定による改正前の給与  
条例第29条第2項の規定は、改正給与条例第1条の規定の施行後も、な  
おその効力を有する。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(理 由)

本市の一般職の職員の給与改定、会計年度任用職員の任期等を考慮して、本市の会計年度任用職員の令和2年12月に支給する期末手当については据え置く特例を講ずる等のため、本案を提出する。